第3回定例会 <会期:令和4年9月15日~9月29日 15日間>

町長提出議案等 10件

議案番号等	件名	議決 年月日	議決結果
認定第1号	令和3年度笠置町一般会計決算認定の件 (提案理由) 歳入総額1,755,349,585円、歳出総額1,643,325,353円、歳入歳出 差引額112,024,232円、明許繰越として翌年度に繰り越すべき財源 9,171,000円、基金繰入額60,000,000円となり、地方自治法第233 条の規定により議会の認定を求めるものです。	令和4年 9月15日	認定
認定第2号	令和3年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件 (提案理由) 歳入総額295,636,966円、歳出総額235,107,418円、歳入歳出差引額60,529,548円となり、地方自治法第233条の規定により議会の認定を求めるものです。	令和4年 9月15日	認定
認定第3号	令和3年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件 (提案理由) 歳入総額60,466,881円、歳出総額56,102,408円、歳入歳出差引額4,364,473円、基金繰入額2,200,000円となり、地方自治法第233条の規定により議会の認定を求めるものです。	令和4年 9月15日	認定
認定第 4 号	令和3年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件 (提案理由) 歳入総額307,189,111円、歳出総額283,726,615円、歳入歳出差引額23,462,496円となり、地方自治法第233条の規定により議会の認定を求めるものです。	令和4年 9月15日	認定
認定第5号	令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件 (提案理由) 歳入総額66,496,970円、歳出総額65,720,660円、歳入歳出差引額776,310円となり、地方自治法第233条の規定により議会の認定を求めるものです。	令和4年 9月15日	認定
議案第 29 号	相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事 務組合規約の変更の件	令和4年 9月22日	原案可決

	(提案理由) 相楽郡広域事務組合の名称及び共同処理する事務を変更し、相楽郡 広域事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自		
議案第 30 号	治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件 (提案理由) 妊娠、出産、育児等仕事の両立支援のための措置として、育児休業 の取得回数の制限緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等 により、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 109 号)が改正され、令和 4 年 10 月 1 日から施行される句とに伴 い、所要の改正を行うものです。	令和4年 9月22日	原案可決
議案第 31 号	令和4年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件 (提案理由) 令和4年度の歳入歳出総額1,457,122千円に、歳入歳出それぞれ71,328千円を追加し、総額を1,528,450千円とします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や、ワクチン接種事業等の予算を計上しています。	令和4年 9月22日	原案可決
議案第 32 号	令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件 (提案理由) 令和4年度の歳入歳出総額207,974千円に、歳入歳出それぞれ511 千円を追加し、総額を208,485千円とします。 補正の主な内容は、システム改修のための委託料及び傷病手当金に 係るものです。	令和4年 9月22日	原案可決
議案第 33 号	令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件 (提案理由) 令和4年度の歳入歳出総額285,810千円に、歳入歳出それぞれ8,984千円を追加し、総額を294,794千円とするものです。 補正の主な内容は、国庫補助金等の償還金に係るものです。	令和4年 9月22日	原案可決